

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則

(平成 25 年 2 月 28 日 議会規則第 1 号)

改正 平成 25 年 8 月 29 日議会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年千代田区条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、各四半期の最初の月の 5 日までに政務活動費交付申請書（別記第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに政務活動費交付変更申請書（別記第 2 号様式）を議長に提出しなければならない。

3 一の四半期の途中で、新たに会派を結成したときは、速やかに第 1 項に規定する交付申請書を議長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 議長は、前条第 1 項及び第 3 項の規定により申請のあった会派については、交付すべき四半期分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとし、前条第 2 項の規定に基づき変更申請のあった会派については、交付変更決定通知書（別記第 4 号様式）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条の規定により交付決定通知書を受けたときは、速やかに、区長に対し請求書（別記第 5 号様式）を提出するものとする。

(政務活動費の返還)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による政務活動費の返還の請求は、政務活動費返還請求書（別記第 6 号様式）によるものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定により政務活動費を返還する場合は、政務活動費返還書（別記第7号様式）によるものとする。

3 会派の代表者は、条例第8条に規定する残余の額を返還する場合は、政務活動費残余返還書（別記第8号様式）によるものとする。

（関係書類の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出に係る書類について、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（政務活動費交付額見直しに関する通知）

第7条 条例第10条第4項に規定する通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（その他）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例施行規則の廃止）

2 千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例施行規則（平成13年議会規則第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に条例附則第2項の規定による廃止前の千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例により交付された政務調査研究費については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者

印

政務活動費交付申請書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、政務活動費を下記のとおり交付請求します。

記

1 請 求 分
年度第 四半期分
(年 月～ 月分)

2 請 求 金 額 金 円
(内訳) 円× 人分× 3ヵ月

別記第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者

印

政務活動費交付変更申請書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、政務活動費を下記のとおり交付請求します。

記

- 1 変更年月日 年 月 日 付
- 2 変更分 年度第 四半期分
(年 月～ 月分)
- 3 既受領済額 金 円
(内訳) 円× 人分× 3カ月
- 4 請求額 円
- 5 請求内訳

	変更後	変更前	請求額
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
合計	金 円	金 円	円

別記第3号様式（第3条関係）

千区議会収第 号
年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 決定額 金 円
(内訳) 円× 人分×3カ月

2 決定内訳

月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分

別記第4号様式（第3条関係）

千区議会収第 号

年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付変更について下記のとおり決定しましたので、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 変更決定額 金 円

(内訳) 円× 人分×3カ月

2 変更決定内訳

月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分
月	金	円×	円 人分

別記第5号様式（第4条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月分の政務活動費として請求いたします。

千代田区長 殿

年 月 日

住所

会派代表者名

印

下記口座にお振り込みください。

（区役所内指定金融機関の窓口での支払を希望する場合は空欄とすること。）

振込先金融機関

		銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店
預金 種目		口座 番号			
フリガナ					
口座名義					

備考 この請求書を提出する際は、政務活動費交付決定通知書の写しを添付すること。

別記第6号様式（第5条第1項関係）

千区議会収第 号
年 月 日

会派代表者氏名 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費返還請求書

年 月 日付の変更申請に伴い、千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第1項の規定により、政務活動費の返還を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円
(内訳) 円× 人分× カ月

2 請求内訳

	変更後	変更前	請求額
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
月	金 円 円× 人分	金 円 円× 人分	円
合計	金 円	金 円	円

別記第7号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費返還書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、政務活動費を下記のとおり返還します。

記

1 返還額	金	円
	(内訳)	円× 人分× カ月

別記第8号様式（第5条第3項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費残余返還書

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第5条第3項の規定により、政務活動費を下記のとおり返還します。

記

1 残余返還額 金 円

2 残余返還額の内訳 政務活動費収支報告書のとおり

別記第9号様式（第7条関係）

千区議会収第 号
年 月 日

千代田区長 殿

千代田区議会議長名 印

政務活動費の交付額について（通知）

千代田区議会政務活動費の交付に関する規則第7条の規定により、政務活動費の交付額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定事項